

鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例  
の骨子案に対する意見等の概要と県の考え方について

- 1 募集期間 令和5年3月13日（月）から令和5年4月12日（水）まで
- 2 提出意見 8件（4人）
- 3 意見等の概要と県の考え方

	項目	意見等の概要	意見に対する県の考え方
1	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例制定に賛成です。</li> <li>・ 骨子案に賛成です。</li> </ul>	賛成の御意見として承ります。
2	目的	地域経済の振興に加え、困窮する個人事業主の生活再建も目的に加えることが望ましいと考えます。	本条例は、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業再生を進めることにより、地域経済の振興に資することを目的としており、法令等に基づき第三者が策定を支援した事業再生計画において、経営再建が見込まれ、かつ、従業員の雇用継続や他者との取引保全、地域社会への影響等の観点から地域経済の振興に資すると認められるものに限り、権利放棄を行うこととします。
3	回収納付金を受け取る権利の放棄（求償権の放棄の承認等）	早期の廃業は返済のための更なる借入を防止することができ、倒産に伴う貸倒債務を抑えることができます。廃業型の準則型整理手続きもあることから、廃業型での計画についても積極的に回収納付金を受け取る権利の放棄を承認していただきたいと思えます。	廃業型の準則型整理手続きについては、御意見として承ります。本条例は、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業再生を進めることにより、地域経済の振興に資することを目的としており、法令等に基づき第三者が策定を支援した事業再生計画において、経営再建が見込まれ、かつ、従業員の雇用継続や他者との取引保全、地域社会への影響等の観点から地域経済の振興に資すると認められるものに限り、権利放棄を行うこととします。
4		中小企業者等の連帯保証人についても債務の整理が必要となるため、条例は、連帯保証人に対する求償権の放棄を含んだ内容である必要があると思えます。	本条例では、保証機関の求償権放棄に係る知事の承認は、各種法令等に規定する事業再生計画に基づくものとしております。連帯保証人の債務の取扱いについては、事業再生計画の策定に当たり検討されるものと考えております。
5		会社更生法又は民事再生法に基づく手続きの場合にも広く適用することをご検討いただければ幸いです。	本条例は、法的整理に拠らない私的整理を対象としております。会社更生法や民事再生法等の法的整理の場合、本条例とは関係なく、債務整理が進められるものと理解しております。
6		骨子案では、事業の再生に資しても地域経済の振興に資するものでなければ権利の放棄はしないと読めますが、事業の再生が地域経済の振興に資すると思うので、柔軟に解釈していただければと思えます。	「地域経済の振興に資する」とは、従業員の雇用継続や他者との取引保全、地域社会への影響等の観点から判断することとなります。各種法令等に規定する事業再生計画は、一定程度、地域経済の振興に資するものと考えますが、個別の案件毎に判断していくこととなります。
7		廃業の場合には放棄が認められないということになると思われませんが、廃業の場合にも放棄を認めることが地域経済の振興に資するということもあろうと思えますので、ご検討いただければありがたいです。	本条例は、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業再生を進めることにより、地域経済の振興に資することを目的としており、法令等に基づき第三者が策定を支援した事業再生計画において、経営再建が見込まれ、かつ、従業員の雇用継続や他者との取引保全、地域社会への影響等の観点から地域経済の振興に資すると認められるものに限り、権利放棄を行うこととします。
8		個人事業主の場合は生活再建が何より必要です。個人事業主の生活再建の観点から、「事業再生」や「地域経済の振興」といったことに拘らず、事業再生計画の策定等を必須とすることなく、柔軟な求償放棄を可能とする制度設計が望ましいと思えます。	